

作成基準の位置づけ及び手続

- 1 作成基準は、内閣総理大臣が定めるものであり、定めようとする場合又は変更しようとする場合は、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。(統計法第6条)

- 2 統計委員会に意見を聴く際の手続は、
 - (1) 内閣府が、作成基準について統計委員会に諮問
(今回(諮問第16号)は平成21年4月13日、前回(諮問第9号)は平成20年9月8日)
 - (2) 統計委員会は、諮問を受けて審議。国民経済計算部会に付議
(今回は平成21年4月13日、前は平成20年9月8日)
 - (3) 国民経済計算部会で審議し、答申案を決定する。審議状況は、随時、統計委員会に報告する。
(前は予備的審議を含め、平成20年8月、10月、平成21年2月に合計3回の国民経済計算部会を開催し、専門委員会も開催)
 - (4) 国民経済計算における答申案に基づき、統計委員会で答申を行う。
(今回は平成22年度中目途、前は平成21年3月9日)
 - (5) 内閣府は、答申を受け、作成基準を定め公示する。
(前は平成21年4月1日内閣府告示第14号)

- 3 今回の諮問の調査審議は、統計委員会に諮問する際に内閣府が定めた課題について、答申することを目的としている。(課題は、諮問資料(資料2)を参照)

(参考) 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(国民経済計算)

- 第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準(以下この条において単に「作成基準」という。)を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。